

S65/1
No.12-7

森林資源に関する基本計画並
びに【重要な林産物の需要及び
供給に関する長期の見通し】

昭和48年2月16日閣議決定

農 林 省

林野資料館

目 次

森林資源に関する基本計画 3

重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し 27

参 考 資 料 37

森林資源に関する基本計画

目 次

I 計画の課題	7
II 計画の大綱	11
III 計画の前提	12
IV 計画の内容	13
第1 森林の施業方法による区分	13
第2 森林資源の整備の目標	15
第3 目標達成の方法	20
1. 適正な森林施業	20
2. 基盤整備	23

わが国の森林資源を積極的に充実し、その機能の高度化を図るため、政府は昭和41年4月1日に「森林資源に関する基本計画」を策定したところであるが、経済社会の急速な発展に伴い木材需給の動向、森林資源の有する多面的機能の発揮に対する国民的要請の高まり等森林・林業をとりまく諸情勢は著しく変化しており、これに対処しつつ今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するよう林業基本法第10条第2項の規定により「森林資源に関する基本計画」の改定を行なうものである。

I 計画の課題

わが国は、狭小かつ急峻な山地の多い国土に多くの人口を擁し、高度の経済活動を展開しつつ高密な社会環境を形成していることから、環境の保全にとめながら資源の総合的かつ高度の活用を図ることが肝要であり、このことは、今後の社会経済の発展にとってますます重要な課題となるものと考えられる。

とりわけ、森林資源は、木材の生産のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全および形成等の機能を通じて国民生活に深く結びついており、今後ますますその重要性を増すものと見込まれるが、森林は多面的な機能を有し、かつその造成には超長期を要することにかんがみ、多面的機能の調和を図りつつ長期的な観点からその整備を図ることにより、今後のわが国国民生活の向上および国民経済の発展に寄与することが強く要請されている。

すなわち、森林資源は、木材生産資源としての側面と国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全および形成等の公益的機能を發揮する資源としての側面とを有するが、このような総合的な資源としての森林資源整備の方は次のように考えられる。

まず第1に、木材生産資源としての側面について述べれば、わが国の木材需給の現状および将来の見通しにもとづくその整備の方向は、次のとおりである。

わが国の木材需給の現状は、

- ① 木材需要は経済の高度成長を反映して、需要構造の変化を伴いながらも増大を続けているが、
- ② 一方、林業生産は、資源的な制約、林道等生産基盤の整備の立ちおくれ、

林業労働力の急速な減少等により停滞傾向をみせており、国産材の供給は昭和43年以降減少傾向に推移している。

③ 木材輸入は、経済の高度成長による木材需要の増大に対応して著しい増加をみせ、昭和44年以降総供給量に占める外材のシェアは過半を占め、わが国林業、林産業に大きな影響を与えるとともに、わが国の国民生活および国民経済にとって大きな地位を占めるに至っている。

このような木材需給をめぐる情勢のなかで、将来の木材需給の推移を考えれば、森林資源の整備に極力努力が傾けられたとしても、今後の国民生活の向上および国民経済の発展に伴う木材需要の増大に対応するためには、恒常に相当量の外材輸入に期待せざるをえないが、産地国にはかなりの森林資源が賦存していると考えられるものの、産地国の木材需要の急増、自然保護運動の高まり、労働争議等の社会経済事情に起因して円滑な外材輸入がさまたげられる事態が生じており、さらに世界的な木材需要の増大およびこれに伴う森林資源の絶対量の減少により木材は不足物資となることも予想されることから、わが国に必要な木材の供給量を確保することは楽観を許さないものと見込まれる。

したがって、今後の木材需要の増大に対応するため、育成林業に適したわが国においては、その森林資源を整備し、これを活用していくことが重要な課題であり、このため、生産基盤の構築的な整備とあいまって、木材生産機能と国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全および形成等の公益的機能を総合的かつ高度に發揮するための森林施業を計画的、持続的に行なうことが必要である。さらに外材輸入については、産地国における社会経済情勢等に十分配慮しつつ適正な外材輸入に努めるほか、長期的には産地国の森林

資源の培養に協力する等の配慮が必要である。

第2に、公益的機能を發揮する資源としての側面については、従来、保安林制度等により多くの森林が国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能を発揮してきたところであるが、経済の成長の過程で国土の開発が進展していること、さらにはわが国が今後ますます福祉社会への指向を強める傾向にあること等により、森林の有する公益的機能を地域の実情等に即応して、多様に、しかも高度に發揮することが重要な課題になっている。すなわち、

① 最近の国土開発の進展に伴い土砂の崩壊、流出等の山地災害を防止する必要性はますます高まっており、また、都市化の進展、産業の発展等に伴い水需要は全国各地において普遍的に増大の一途をたどっていることから国土の保全、水資源かん養のための森林の整備が急務となっている。

② 経済社会の急速な進展に伴い人間生活と自然との調和が求められているなかにあって、森林は自然環境の重要な構成要素であり、これを適正に維持管理するとともに、国民の保健休養の場として適正に利用することを求める国民的要請が高まっている。また都市化の進展に伴う都市生活環境の悪化、産業公害の深刻化等のなかにあって森林の有する大気浄化、騒音防止等の機能によって良好な生活環境を保全する必要性はますます強くなっている。以上の事態に対応して環境保全のための森林の整備が急務となっている。

したがってこのような森林の有する公益的機能を木材生産と調和を保ちつつ地域の実情等に即応して高度に発揮させるため、地域の自然的・社会的・経済的条件を十分に勘案した森林の保全と適正な森林施業の実施による健全な森

林資源の造成維持を強力に推進することが必要であると考えられる。

以上要するに、わが国の森林・林業の使命は、森林資源の整備を図ることによって、わが国の経済の適正な成長と福祉社会の形成に寄与することである。このためには、森林の有する木材生産機能と公益的機能を科学的に把握し、これらの機能の調和を図りその総合的効用を高度に發揮するという観点に立って、山村地域社会の健全な発展のなかで、適正な森林施業が計画的かつ持続的に実施され、これを通じて森林資源の整備が図られていくことが肝要である。

II 計画の大綱

わが国の森林は、その多面的機能を総合的かつ高度に發揮すべく森林資源の充実を図る必要があります。この目的に沿って、森林資源の造成および利用に関する国の長期にわたる基本計画を定める必要がある。

このような意義に基づく森林資源に関する基本計画の大綱は、次のとおりである。

- ① 森林の有する木材の生産、国土の保全等の多面的な機能に対する社会的要請に対応して森林資源がその機能を総合的かつ高度に發揮する状態を指向し、この状態に到達する過程として今後50年間の10年ごとの森林資源の状態を目標として定める。
- ② この目標を達成するための方法として森林の有する多面的機能の総合的かつ高度の発揮に必要な森林施業および基盤整備に関する事項を定める。

III 計画の前提

資源基本計画の策定にあたっての基本的前提は、次のとおりである。

- ① わが国の経済社会は、各種長期計画等において採られているように国際化、高度化の進展するなかにあって、安定的に発展するものとした。
- ② 森林面積は、局地的には変動があるとしても、総体的には、増減相殺され現状のままで推移するものとした。
- ③ 林業技術は、おおむね現状程度の進度をもって漸次向上するものとした。
- ④ 木材価格は、短期的には変動があるとしても、長期的には他の物財の価格との関係はおおむね既往のすう勢に準じて推移するものとした。
- ⑤ 林業労働力は、当面減少気味に推移するが、長期的には技術の進歩による労働生産性の向上等により、所要の労働力は充足されるものとした。

IV 計画の内容

第1 森林の施業方法による区分

この計画は、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りつつ健全な森林を維持造成することによって、森林の有する多面的機能の総合的かつ高度の發揮を期するものとして定められるものであるが、この目的に最適の手段としての森林施業を想定し、その施業方法別の森林の区分をすれば、第1表のとおりとなる。

第1表 施業方法別面積

(単位:万ha)

施業方法	面積	備考
人工林施業(皆伐新植)	1,314	
天然林施業	764	
皆伐天然下種	(133)	
ぼう芽	(74)	
漸伐および抾伐	(557)	更新は天然下種・伏条等による
禁伐等	349	
計	2,427	

(注) 施業方法別の対象林地は、次のとおりである。

- (1) 皆伐新種——気候、地形、標高、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて皆伐新植が確実であり、しかも人工林化による林地生産力の増大が期待される林地((2)～(5)に該当するものを除く。)
- (2) 皆伐天然——アカマツ等皆伐天然下種が確実であり、適正な施業

により人工林なみの林地生産力が期待できる林地(4)～(2), (5)に該当するものを除く。)

- (3) ぼう芽——主として薪炭材等の生産を目的とする林地
- (4) 減伐および抾伐
- ① トドマツ等漸伐および抾伐が確実であり、適正な施業により人工林なみの林地生産力が期待される林地(5)に該当するものを除く。)
- ② 自然的条件および森林の公益的機能の發揮のため、抾伐により森林の多面的機能の増大を図るべき林地(5)に該当するものを除く。)
- (5) 禁伐等——国土の保全、自然環境の保全その他特殊な目的のために禁伐その他それぞれの目的に適した特殊な施業を行なう林地

第2 森林資源の整備の目標

わが国の森林資源が木材の生産、国土の保全等の多面的な機能を総合的かつ高度に發揮する状態を「指向する森林資源の状態」とし、これに到達する過程として目標となる今後50年間の10年ごとの森林資源の状態を「目標とする森林資源の状態」として、それぞれ第2表のとおり定める。

これに伴う森林の有する各種機能の整備の水準は、いずれも逐次向上するものであり、このうち木材の生産、国土の保全および水資源のかん養機能について具体的にこれを示すと第3表のとおりとなる。

第2表 森林資源整備の目標

区分	指向する森林資源の状態	現状	目標とする森林資源の状態				
			56年度	66	76	86	96
面積 (万ha)	総 数	2,536	2,536	2,536	2,536	2,536	2,536
	人工林 ①	1,314	890	1,157	1,282	1,304	1,313
	天然林 ②	1,113	1,537	1,270	1,145	1,123	1,114
	整備済	764	277	356	457	593	735
	その他	349	1,260	914	688	530	379
	除地	109	109	109	109	109	109
人工林率 ①/(①+②) (%)		54	37	48	53	54	54
蓄積 (百万m³)	総 数	3,614	2,085	2,442	2,866	3,278	3,531
	人工林 ③	2,018	666	1,047	1,472	1,807	1,998
	天然林 ④	1,594	1,417	1,393	1,392	1,469	1,531
	整備済	1,193	270	411	595	837	1,101
	その他	401	1,147	982	797	632	430
	除地	2	2	2	2	2	2
ha当③+④/(①+②) (m³)		149	86	101	118	135	145

- (注) (1) 整備済とは、皆伐天然下種、ぼう芽ならびに漸伐および択伐を行ない自然的、社会的、経済的条件に適合した健全な状態の森林として整備されたものをいい、その他とは、未整備のものおよび禁伐等の取扱いを行なうものをいう。
- (2) 現状は、昭和46年4月1日現在の状態を示す。
- (3) 目標とする森林資源の状態は、各年度の4月1日の状態を示す。

第3表 森林の機能の整備の水準

第3-1表 木材生産

区分	指向する整備の水準	現状	目標とする整備の水準				
			56年度	66	76	86	96
面積 (万ha)	総数 ①	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427
	I	1,554	1,007	1,317	1,480	1,531	1,552
	II	524	705	433	332	390	498
年間伐採量 (百万m³)	III	349	715	677	615	506	377
	総数 ②	127	66	67	76	96	110
	ha当②/① (m³)	5.2	2.7	2.7	31	4.0	4.5

(注) 木材生産機能は、適正な施業による集約化管理が行なわれ、成長量の多い森林ほど高い。

上表は、以上の事実にもとづき、木材生産機能の程度をI、II、IIIの3級に相対的区分をし、これによって、この機能の整備の水準を示したもので、Iがもっとも高く、以下II、IIIの順序に低下するものとする。

各級に属する森林は、次のとおりである。

I ……① 人工林

② 人工林と同等の林地生産力を發揮している整備済天然林

II ……① 自然的条件、森林の公益的機能に対する社会的要請等から人工林と同等の林地生産力が期待できない天然林(IIIに該当するものを除く。)

② Iと同等の林地生産力が期待できるが、低位利用のまま放置されている天然林

III ……① 自然的条件、森林の公益的機能に対する社会的要請等から原則として木材生産を期待しない林地

② IIの①と同等の林地生産力を期待できるが、低位利用のまま放置されている天然林

第3-2表 国土保全

区分	指向する整備の水準	現状	目標とする整備の水準				
			56年度	66	76	86	96
面積 (万ha)	総数	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427
	I	1,539	513	858	1,186	1,473	1,539
	II	548	762	736	637	564	529
	III	340	1,152	833	604	390	359
							345

(注) 土地保全機能は、人工林、天然林を通じて、一般的には、適正な施業により、森林生態系における物質生産および物質循環が旺盛な状態で保持される森林において高く、また幼齢林および老齢林は、壮齢林に比べて機能が劣る。

上表は、以上の事実にもとづき、国土保全機能の程度をI、II、IIIの3級に相対的区分をし、これによって、この機能の整備の水準を示したものである。

- I ……① 整備された天然林(II の①に該当するものを除く。)
 - ② 成林した人工林(一般に16年以上)
- II ……① 経済的、社会的条件によりIと同等の機能の發揮が期待できない天然林
 - ② 植栽後成林するまでの人工林(III の②に該当するものを除く。)
 - ③ Iと同等の機能の發揮が期待できるが、整備されずに放置されている天然林(III の③に該当するものを除く。)
- III ……① 自然的条件から機能の高い森林に育成することが困難な林地
 - ② 天然林からあらたに造成された人工林で、植栽後成林するまでのもの
 - ③ Iと同等の機能の發揮が期待できるが、整備されずに放置されている天然林で、林齢の若いもの(一般に20年以下)

第3-3表 水資源かん養

区分	指向する整備の水準	現状	目標とする整備の水準				
			56年度	66	76	86	96
面積 (万ha)	総数	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427
	I	1,888	534	894	1,291	1,659	1,840
	II	199	1,184	1,130	790	426	246
	III	340	709	403	346	342	341
							340

(注) 水資源かん養機能は、国土保全機能の場合と同様に、適正な施業による集約化管理が行なわれて、旺盛な活力をもつ健全な森林ほど高いが、一般的に、国土保全機能の場合に比べて、林齢による機能の差は顕著ではない。上表は、以上の事実にもとづき、水資源かん養機能の程度をI、II、IIIの3級に相対的区分をし、これによって、この機能の整備の水準を示したものである。

- I ……① 整備された天然林(II の①、②に該当するものを除く。)
 - ② 人工林(II の④に該当するものを除く。)
- II ……① アカマツ皆伐天然下種林
 - ② 経済的、社会的条件によりIと同等の機能の発揮が期待できない天然林
 - ③ Iと同等の機能の発揮が期待できるが、整備されずに放置されている天然林(III の②に該当するものを除く。)
 - ④ 天然林からあらたに造成された人工林で、植栽後成林するまでのもの
 - III ……① 自然的条件から、機能の高い森林を育成することが困難な林地
 - ② Iと同等の機能の発揮が期待できるが、整備されずに放置されている天然林で、林齢の若いもの(一般に20年以下)

第3 目標達成の方法

森林資源の整備の目標を達成するための主要な方策として、森林の有する多面的機能の総合的かつ高度の發揮に必要な森林施業および基盤整備に関する事項を次のとおり定める。

① 適正な森林施業

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮するための適正な森林施業の実施は、森林計画制度等を通じて確保するものとするが、公益的機能を強く發揮すべき森林にあっては、保安林制度等により、その目的に合致した森林の取扱いを推進するものとする。

森林の有する機能のうち主なものに関し、森林施業上とくに留意すべき事項は、次のとおりである。

① 木材の生産

森林の有する木材生産機能を高めるために、皆伐新植に適した林地はこれにより、樹種、林相等の改良に努め、また、自然的条件からみて天然更新に適している林地については、積極的に天然林施業を採用し、林地生産力の向上を図るものとするが、その実施にあたっては、森林の有する公益的機能の確保に充分配慮した適正な森林施業を行なうものとする。

② 国土の保全

森林の有する国土保全機能を高めるために、一般の森林にあっても、保護樹帯の設置、伐採カ所の分散、天然林施業の充実等を含む適正な森林施業の実施を通じて、土壤緊縛力、表面浸食防止能力等の高い森林の維持造成に努めるものとする。また、自然的条件等により土砂の流出、崩壊等のおそれが強く、土砂流出防備保安林、土

砂崩壊防備保安林等に指定されている森林については、それぞれの保安林の目的に応じた適正な森林施業を行なうものとする。

③ 水資源のかん養

水資源のかん養機能の発揮は、広くすべての森林に要請されており、この機能の拡充は、適正な森林施業を通じて、活力のある健全な森林を維持造成し、保水能力の高い森林土壤を形成することによって図られるものであるが、流域における自然的条件、社会的要請により、とくにこの機能が重視されている水源かん養保安林については、その目的に応じた適正な森林施業を行なうものとする。

④ 自然環境の保全と保健休養の場の提供

森林は、自然公園地域等におけるすぐれた景観の構成要素あるいは野生鳥獣のせい息場所等として自然環境の保全および形成に主要な役割を果たすとともに、森林レクリエーションの場として利用されるなど、人間の健康で文化的な生活に不可欠のものとなっている。とくに全森林のおよそ40%におよぶ森林は、このような自然環境の保全および形成とレクリエーション利用に寄与する側面をあわせ有している。これらの森林については、このような側面に配慮しつつ、林業活動との調和を図った適正な森林施業を行ない、快適な保健休養の場の提供に努めるものとする。とくに、自然公園特別地域の森林等については、風致林施業等その目的に応じた森林の取扱いを行なうものとする。

なお、都市周辺には全森林の約10%の森林があり、この森林については、都市生活環境の悪化に伴って、保健休養の場の提供、大気浄化、騒音の防止等のほか、局所の災害防備等の機能の発揮がと

くに強く要請されている。したがって、これらの森林は、他の土地利用との適切な調整を図りつつその保全に努めるとともに、樹種の多様化等を通じて地域住民の良好な環境を保全するための森林の造成を図るものとする。

2 基盤整備

(1) 森林造成の推進

森林造成は、総合的な資源としての森林資源の充実のための基本であり、木材生産機能の向上に不可欠のものであるだけでなく、森林の有する公益的機能の拡充にとって肝要である。また、森林造成の推進は、積極的な森林施業およびそれから生ずる経済活動により、農山村社会の振興に資するものである。

森林造成の方法としては、人工林施業および天然林施業に分けられる。

ア 人工林施業の推進

人工林施業は、地形、土壤条件、植生等の自然的条件および森林の有する公益的機能の発揮の必要性からみて、皆伐新植が適する森林について行なうこととし、その対象地は 1314 万ha である。

このうち、現在の人工林面積は、872 万ha（人工林のうち、自然的条件、社会的要請等により、天然林に誘導する森林を除いた面積である。）であり、今後新たに人工林とすることを必要とする森林は、442 万ha である。

このような森林の人工林化にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮に考慮しつつ木材生産機能の保続培養を図ることを目途として、森林資源の充実のために積極的にこれを推進するものとし、昭和 65 年度までに 410 万ha、昭和 95 年度までに全量を完了することとする。

イ 天然林施業の推進

天然林施業は、森林の有する公益的機能の発揮の必要性および自

然的条件からみて行なうこととし、その対象地は、764万haであり、現在適正な施業をほどこした整備済の天然林は277万haであるので、今後の要整備面積は487万haである。

このような天然林整備の推進にあたっては、森林の多面的機能の維持向上を目途として、昭和7.5年度までに316万haを、昭和9.0年度までに全量を完了することとする。

(2) 林道の整備

林道は、林業経営ならびに森林管理にとっての基幹的施設であり、林産物の搬出のみならず、森林の有する多面的機能の発揮のためのきめ細かい森林施業を実行するためにも必要なものであり、また、これを拡充整備することによって、農山村地域社会の振興を期することができるものである。したがって、林道の開設にあたっては、森林の有する公益的機能をそこなうことのないよう配慮しつつ、それぞれの開設目的および期待する機能に適合した規格および構造によって実施するものとする。

このような観点から、労働力事情、林業技術体系、とりわけ、上述のきめ細かい森林施業の展開に見あった合理的な林業経営と森林管理のために必要な延長を確保するため、総延長267千kmを林道整備の目標とする。このうち、既設の林道の延長は70千kmであり、今後開設を必要とする延長は197千kmである。

また、林道の開設は、総合的な資源としての森林資源がすみやかに整備充実されるなかで、林産物の国内供給能力が円滑かつすみやかに増大するよう、昭和6.5年度までに168千km、昭和9.0年度までに全量を完了することとする。

◎ 森林資源に関する基本計画参考資料（閣議資料）

森林資源の整備の目標

年 度 区 分	指向する森林 資源の状態		現 状	6 6	9 6
	人 工 林 率 (%)	ha当たり蓄積 (m³/ha)			
人 工 林 率 (%)	54	149	37	53	54
ha当たり蓄積 (m³/ha)	86	5.2	118	148	2.7
ha当たり年間伐採量 (m³/ha)	3.1	2.67	4.9	7.0	2.67
林 道 延 長 (千km)	238	267	267	267	267

(注) (1) 現状は昭和4.6年4月1日現在の状態である。
(2) 林道延長は、自動車道の延長である。

重要な林産物の需要及び供給に
関する長期の見通し

政府は、昭和41年4月1日に「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を策定したところであるが、経済事情の変動により、この見通しと実績との間に大きなかい離が生じているので、林業基本法第10条第2項の規定により、「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定を行なうものである。

目 次

I 見通しの性格および方法	31
1. 需要	31
2. 供給	31
II 見通しの結果	32

この見通しにおける重要な林産物の品目は、木材および薪炭材等とする。

見通しの数値は、昭和56年度および昭和66年度の各1年間のものを表示する。

I 見通しの性格および方法

1. 需要

需要に関する見通しは、過去の林産物需要量（木材チップおよび製材、合板、パルプ等製品で輸入されたものを素材に換算して含める。）と、国民総生産、国内総資本形成等の経済指標から需要構造式を求め、予想される将来の経済指標等から予測したものである。木材は、「製材・合板・繊維板用」、「パルプ用」、「その他用」に、薪炭材等は「薪用」、「木炭用」、「しいたけ・なめこ原木用」にそれぞれ分けて推計を行なった。ただし、昭和56年度の「製材・合板・繊維板用」は、製材用、合板用、繊維板用に配分した。

2. 供給

国内供給量は、「森林資源に関する基本計画」に基づき、森林資源が充実していく場合の生産能力としての木材伐採量を素材に換算したものである。

輸入量は、需要量と国内供給量の開差を充足するものとして、外材产地の資源事情を検討して見通したものである。

II 見通しの結果

需給見通しの結果は、表に示すとおりである。

需要量についてみると、製材・合板・繊維板用材は、建築構造の変化等により、今後も国内総資本形成に対する弾性値が低下し、需要量の伸びは、鈍化するものと見込まれる。このうち製材用材は、非木質系建築用材による代替等によって、伸び率は鈍化するものと見込まれ、また、合板用材は、原木供給の困難性等もあり、過去に示した著増は期待されず、伸び率は鈍化するものと見込まれる。一方パルプ用材は、当面は経済の成長に伴って増大するが、国民総生産に対する弾性値は次第に低下し、需要の伸びは鈍化するものと見込まれる。この結果、総需要量は、昭和44年度～46年度3カ年平均の9,990万m³から、昭和56年度には、1億3,480万m³とかなりの増加を示すものと見込まれるが、それ以降は伸び率が鈍化し、昭和66年度には、1億4,730万m³にとどまるものと見込まれる。

国内供給量は、わずかながら増大していくものの、森林資源の現状、今後の基盤整備の進度、公益的機能との調和等を考慮すれば、昭和66年度までには、いまだ多くを期待することは困難であり、昭和44年度～46年度3カ年平均の4,630万m³に対して、昭和56年度には、4,970万m³、昭和66年度には5,870万m³と見込まれる。

以上の結果として、需要量と国内供給量の開差は増大して、昭和61年頃にピークに達し、以後減少傾向に移るものと考えられるが、この開差を輸入により充足するとすれば、輸入量は、昭和44年度～46年度3カ年平均の5,360万m³から、昭和56年度には、8,510万m³、昭和66年度には、8,860万m³に増大するものと見込まれる。

なお、森林資源充実の方向を定めるための参考として、昭和66年度ま

での推移および世界各国の需要の動向等に基づき、昭和66年度の需要量を推計すると、1億5,290万m³となる。一方「森林資源に関する基本計画」に基づくと、国内供給量は、9,430万m³となり、需要量の約60%を充足するものと見込まれる。

薪炭材等についてみれば、薪および木炭は、とくに家庭用燃料としての需要は、将来きわめてわずかなものとなり、総体としても需要量は、大幅に減少するものと見込まれる。一方、しいたけ・なめこ用原木の需要は、当面増加を続けるものの、個人消費支出に対する弾性値は低下しており、将来は、横ばいに推移するものと見込まれる。この結果、薪炭材等の需要量(=供給量)は、昭和44年度～46年度3カ年平均の570万m³から、昭和56年度には270万m³、昭和66年度には250万m³に減少するものと見込まれる。

なお、この見通しによる国内供給量は、「森林資源に関する基本計画」に基づき森林資源が充実されていく場合の供給可能量であることから、見通しどおり国内供給量を確保するためには、これに必要な各種施策を講ずることが必要である。また、輸入量は、世界の木材資源量からみれば、現時点で推定しうる輸入可能量の範囲内にあるものの、現実には、世界の木材需要の動向、産地国における開発進度等により変動するものであり、見通しの数量の円滑な輸入を図るために、森林資源の開発造成に関する経済協力の充実等外材の長期安定的確保のための施策を強力に推進する必要がある。

林産物需給の推移表

(単位:百万m³)

区分		昭和44～ 46年度 年平均実績	56年度	66年度	(参考) 96年度
木 材 (素材換算)	需 要	製材用材	60.4	71.6	
		パルプ用材	(6.6) 23.5	(10.4) 40.1	
		合板用材	12.3	20.5	
		その他用材	(0.4) 3.6	(1.6) 2.6	
	計	(7.0) 99.9	(12.0) 134.8	147.3	152.9
		国内供給量	(7.0) 46.3	(12.0) 49.7	58.7
	供 給	輸 入 量	53.6	85.1	58.6
		計	(7.0) 99.9	(12.0) 134.8	147.3
	輸入量の比率(%)	53.7	63.2	60.1	38.3
薪炭材等 (素材換算)	需 要 = 供 給	5.7	2.7	2.5	2.5

(注) (1) ()書は、工場廃材で外書である。

(2) 需要量は、国の経済見通し等に基づく予測値であり、国民総生産等に対する弾性値がかなり低下するものとして推計されたものであるので、現在の需要構造が、そのまま続くものとすれば、さらに、10～20%程度増加することとなり、また、経済成長率あるいは木材需要面の技術革新の如何等によっても、相当程度の変動があるものと考えられる。

(3) 國内供給量は、「森林資源に関する基本計画」に基づき森林資源が充実していく場合の供給可能量である。

(4) 輸入量は、需要量と國内供給量の開差を充足するものとして、外材产地の資源事情を検討して見通したものであるが、需要量および國内供給量の変動に伴い、あるいは、世界の木材需要の動向、产地国の中開進度等により、変動することがあるものと考えられる。

參 考 資 料

総審第14号

昭和48年2月3日

林政審議会会長

山添利作殿

内閣総理大臣

田中角栄

詰問

林業基本法第10条第3項の規定に基づき、「森林資源に関する基本計画」ならびに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定について別添案により貴会の意見を求める。

理由

政府は、昭和41年4月1日に策定された「森林資源に関する基本計画」ならびに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、昭和44年9月26日貴会により建議された「わが国における木材需給について」等に沿って施策を講じてきたところであるが、経済社会の発展に伴い、木材需給の動向、森林資源の有する多面的機能に対する国民的要請の高まり等森林・林業をとりまく諸情勢は著しく変化してきているので、この見通しおよび計画につき、林業基本法第10条第2項の規定によりこのような情勢に対処しつつ、今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するようその改定を行なう必要が生じたものである。

48林審第3号
昭和48年2月3日

内閣総理大臣
田中角栄殿

林政審議会
会長 山添利作

「森林資源に関する基本計画」ならびに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定について（答申）

昭和48年2月3日付け総審第14号をもって、諮問のあった別添「森林資源に関する基本計画」（案）ならびに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」（案）について、下記のとおり答申する。

記

この諮問案は、おおむね妥当であると認められる。

なお、「森林資源に関する基本計画」における森林資源整備の目標を達成するための施策の推進について、別紙のとおり建議する。

別紙

政府は、森林資源に関する基本計画における森林資源整備の目標を達成するため、財政金融および税制の措置を積極的に講じて国内林業の振興を図ることはもちろん、とくに次の施策の推進に努める必要がある。

1. 国土の合理的利用のうえで必要な森林の確保

国土の総合開発が進展するなかで、適正な土地利用が必要とされている情勢にかんがみ、森林の他用途利用との適切な調整に留意し、林業の振興および森林の有する国土の保全、水資源のかん養等の公益性の維持増進の見地から必要な森林の確保を図るよう速やかに検討する必要がある。

2. 費用負担の適正化

森林の有する国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能に対する社会的要請に応えるため、森林施業の面で、これら公益的機能と木材生産等の経済的機能との調和を図る必要があり、この結果として林業者の経済活動のなかで負担しえない公的制約が求められる場合が多いので、森林の造成・維持に関する費用負担のあり方について検討を行なう必要がある。

3. 外材輸入の確保と適正化

外材の輸入は、増大する木材需要に対し、国内供給量で満たしえない不足を補うとともに、将来にわたって健全な木材関連産業の発展と木材市場の維持のために必要なものであり、これの確保について産地圏の森林資源の培養に協力する等一層の努力を行なう必要がある。

一方、無秩序な輸入は、木材価格を不安定にする等国内林業の発展に大きな影響を及ぼすものであるとともに、産地国に対しても好ましからざる影響を与えるものである。

したがって、外材輸入に対する指導を強化し、適正円滑な外材輸入に努める必要がある。

参照条文

◎林業基本法（昭和39年法律第161号）抜粋

（森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し）

第十条 政府は、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 政府は、森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があるときは、前項の基本計画及び長期の見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の基本計画及び長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

（林業生産に関する施策）

第十一條 国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の基本計画及び長期の見通しを参考して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2 國は、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

◎森林法（昭和26年法律第249号、最終改正昭和46年法律第88号）

抜粋

（全国森林計画）

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、林業基本法（昭和39年法律第161号）第十条第一項の基本計画及び長期の見通しに

即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘査して、全国の森林につき、5年ごとに、15年を1期とする全国森林計画をたてなければならない。

- 2 全国森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 森林の立木竹の伐採に関する事項
 - 二 造林及び保育に関する事項
 - 三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 四 保安施設に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 3 農林大臣は、森林の現況；経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、全国森林計画を変更することができる。
- 4 農林大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、中央森林審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。
- 5 農林大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合にあっては、変更後の計画）を都道府県知事に通知しなければならない。